

(様式1)

7多教教第168号

令和7年4月17日

文部科学大臣 殿

多摩市長 阿 部 裕 行

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に  
基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

多摩市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

(担当)

多摩市教育委員会 教育部 教育振興課

担当者：江澤 宏幸・長田 想

住所：東京都多摩市永山1-5（ベルブ永山）

電話：042-338-6874

E-mail：tm711000@city.tama.tokyo.jp

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

第二次多摩市ストックマネジメント計画(平成30年2月策定)に基づき、老朽化した鶴牧中学校の大規模改造事業を令和6年度に行う。また、予防改修事業として、大松台小学校を令和6・7年度の2ヵ年で改修する。  
なお、これらの事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により計画に遅れが生じたものである。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

令和6年度に情緒固定級を開設する聖ヶ丘中学校の普通教室・情緒固定級職員室に空調機を設置する。  
鶴牧中学校のトイレを令和6年度、大松台小学校のトイレを令和6・7年度の大規模改造事業で全面改修する。また、大松台小学校では、大規模改造事業で屋外防災施設(災害用トイレ)を新設する。

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

令和7年度にクラス数増加に伴い南鶴牧小学校少人数学習室へ空調機を新設する。

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

鶴牧中学校・大松台小学校では再生可能・未利用エネルギーを有効活用するため、太陽光発電設備や蓄電池等を設置する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

|  |
|--|
|  |
|--|

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等                                |         | 学校等   |
|------------------------------------|---------|-------|
| 小学校                                |         | 17 校  |
| 中学校                                |         | 9 校   |
| 義務教育学校                             |         | 0 校   |
| 中等教育学校（前期課程）                       |         | 0 校   |
| 特別支援学校（小学部及び中学部）                   |         | 0 校   |
| 幼稚園等（特別支援学校の幼稚部を含む。）               |         | 0 園   |
| 高等学校等（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。） |         | 0 校   |
| 教員及び職員のための住宅                       |         | 0 戸   |
| 学校給食施設                             | 単独校調理場  | 0 箇所  |
|                                    | 共同調理場   | 2 箇所  |
| スポーツ施設                             | 学校水泳プール | 26 箇所 |
|                                    | 学校武道場   | 0 箇所  |
|                                    | 社会体育施設  | 0 箇所  |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名         | 策定の有無 | 策定年月日   |
|-------------|-------|---------|
| 個別施設計画※1    | 有     | 平成30年3月 |
| 国土強靱化地域計画※2 | 有     | 令和3年11月 |

※1 インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合（学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等）には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

今計画期間に行った事業については、多摩市教育委員会事務局内部で事後評価を実施し、その結果をホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]